

○神戸学院大学利益相反マネジメントポリシー

2016年4月28日

制定

神戸学院大学利益相反マネジメントポリシー(2009年9月24日制定)の全部を改正する。

神戸学院大学(以下、「本学」という。)は、「真理愛好・個性尊重」を建学の精神に掲げ、「知を創造し、発信する大学」、「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を目指して教育・研究を進めています。本学は、建学の精神のもとに数多くの研究成果を生み出すとともに、産学官連携活動を積極的に推進することにより、広く社会に貢献してきました。

産学官連携活動を推進するに当たっては、職員や大学は特定の企業等に深く関与することになり、その結果、教育・研究という学術機関としての責任と産学官連携活動によって得る利益とが衝突・相反する事態、いわゆる利益相反が生じることがあります。

産学官連携活動を進めるうえで、職員や大学が特定の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当ですが、外部との経済的な利益関係等によって、大学における職務遂行に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれるようなことがあってはなりません。

本学は、適切な利益相反マネジメントによって、大学の社会的信頼を確保するとともに、職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備します。このため、利益相反に対する本学の姿勢と基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシー(以下「本ポリシー」という。)として定め、産学官連携活動を通じた研究成果の社会還元を促進します。

I. 利益相反の定義

本学は、利益相反を次のとおり定義し、広義の利益相反をマネジメントの対象とします。

(1) 狭義の利益相反

職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいいます。

(2) 責務相反

職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいいます。

(3) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念をいいます。

本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、利益相反マネジメントの対象とします。

II. 基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携活動により本学の研究成果・知的財産を社会に還元することを積極的に推進します。
- (2) 本学は、職員からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、適切な指導、助言等により、その解消を図ります。
- (3) 本学は、産学官連携活動により生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、利益相反マネジメントを適切に実施します。
- (4) 本学は、必要に応じて利益相反マネジメントの実施状況を学内外に公開し、社会に対する説明責任を果たします。
- (5) 本学における利益相反マネジメントは、職員の産学官連携活動を制限するものではなく、職員の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の社会的信頼の確保と職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものです。

III. マネジメントの対象者と判断基準

- (1) 本ポリシーは、本学の職員を対象とします。
- (2) 産学官連携活動において生ずる利益相反の状況が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、本学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせているか否かを利益相反マネジメントの基本的な判断基準とします。

IV. マネジメント体制

- (1) 本学は、利益相反マネジメントを円滑に実施するため、必要な諸規則を整備し、職員に周知するよう努めます。
- (2) 本学は、利益相反マネジメントに係る基本方針、具体的事項に関する審議・審査を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置します。
- (3) これらの体制及び機能は、産学官連携活動の態様の変化及び利益相反マネジメントの実施状況等に応じて、常に見直しに努めます。

V. 本ポリシーの運用

本ポリシーを運用するために必要な具体的事項については、神戸学院大学利益相反マネジメント規則等の個々の規則等に別途定めます。